

Title	イノベートアメリカの読み解き方((ホットイシュー)戦略的人材システムに向けた課題 (1), 第20回年次学術大会講演要旨集I)
Author(s)	藤末, 健三; 森山, 幸司
Citation	年次学術大会講演要旨集, 20: 152-155
Issue Date	2005-10-22
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/6034
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

藤末健三（早大），○森山幸司（東工大）

1. はじめに

二〇〇四年十二月、米国の「競争力評議会」は『イノベートアメリカ（Innovate America）』と題した報告書を発表した。作成にあたっては、産業界・学界・政府・労働界を代表する四百名以上のリーダーが集まり、数々の議論や検討に十五カ月を費やした。これだけでこの報告書にかかる米国の意気込みが分かるというものである。

報告書の巻頭には、「イノベーションこそが米国の二十一世紀における成功を決定づける唯一の最も重要なファクターである」という言葉が掲げられている。続けて、「我々は過去二十五年、効率性と品質のために組織を最適化してきた。米国の次の二十五年間の課題は、イノベーションのために社会全体を最適化することである。その上でイノベーションを総合的に推進するための数々の政策を提言している。イノベートアメリカにおいて、イノベーションは、「社会的、経済的価値の創造へと導く、発明と洞察の融合」と定義されている。つまり単なる発明や技術革新にとどまらず、それに洞察を加え、社会や経済に価値をもたらしてこそ、イノベーションであるというわけである。さらに報告書はイノベーションについて「コンピューターサイエンス、オペレーション、産業エンジニアリング、数学、マネジメント、意思決定、社会科学、法科学のような確立した複数の学問分野が融合して生じる『様々な学問、ビジネスの融合』である」と強調している。

様々な分野の知見を融合させるため、イノベートアメリカは、学際的のあり方、企業や公的機関における研究活動のやり方、を抜本的に見直す必要があると指摘。ある特定分野のアイデアから、研究、事業化へ向かう直線的なイノベーションの時代ではない、とみているからである。

この報告書に対する筆者の問題意識としては、本報告書は米国だけでなく、日本が進むべき道を示しているということである。また、この五月にはワシントンDCにある競争力評議会の事務局を訪問、イノベーションを巡って意見交換をする機会にも恵まれた。印象的な話は、まず第一に、事務局は中国の技術の急激な進歩というものを懸念していたということである。特に電気機械、航空技術、自動車における競争力の源泉となっているスーパーコンピュータの技術については「スーパーコンピュータの技術は現在、日本が独占しており、きちんと管理し中国などに流れないようにしないといけない」と力説していた。第二に、「日本とアメリカはかつてのような、競争関係ではなく、補完関係になりつつある」と言っていたことである。補完関係を表す例としては、現在開発中のボーイング787における日本企業の製造シェアが挙げられるであろう。驚くべきことに、日本企業の製造シェアは三十五%であり、主体であるボーイングのシェアの三十五%と同じシェアとなっている。

以下、具体的に米国の産業競争力強化政策の変遷、イノベートアメリカの骨子と特徴、そして日本が学ぶべき点、について順に述べてみたい。

2. 米国の産業競争強化政策の変遷

2. 1 「大統領競争力白書」

一九七〇年代後半より深刻な不況に見舞われる中で、カーター大統領は産業競争力の再生に挑んだ。七九年に米国産業技術政策に関する教書、八〇年に『大統領競争力白書』を出す。その提言は、政府の研究開

発支出の増加、政府の研究開発成果の産業界への移転など広範囲にわたるものであった。これを受けた形で、八〇年に政府援助の研究開発を民間の企業に帰属させる「バイ・ドール法」が施行される。米国特許商標庁は、バイ・ドール法の施行を契機に独立会計になり、職員の数も自由に増やせるようになった。しかし八〇年代に入っても、米国経済はなかなか復調しなかった。八〇年代を通して見ると、米国では輸入が急増し、その貿易赤字と財政赤字という「双子の赤字」が進展。製造業の生産性の低さによる米国の産業競争力の著しい低下や経済成長の低迷などが大きな問題となった。こうした中、八三年にレーガン大統領は、当時HPのCEOであったヤング氏を委員長とする「産業競争力についての大統領委員会（President's Commission on Industrial Competitiveness）」を組織した。同委員会は八五年に米国の競争力に関する報告書『世界的競争 新しい現実』を提出。これが通称「ヤングレポート」である。

2. 2 「ヤングレポート」

ヤングレポートはまず、国際競争力の概念を整理している。国際競争力には、①輸出力の力としての「貿易競争力」、②国内経済に限定して、生活水準をどう向上させるかという「生活水準での競争力」、③企業の世界的広がりを視野においた「グローバル競争力」があるとした。

その上で、競争力を「一国が国際市場の試練に供する財とサービスをどの程度生産でき、同時にその国民の実質収入を維持または増大できるか」と定義。生活水準に直結する、「生活水準での競争力」が重要とし、それ以降の国際競争力の政策に反映されていくことになる」と述べた。

ヤングレポートを貫く基本姿勢は「諸外国の中には賃金を低くして競争する国もあるが、それは米国の選択するべき道でない」というものであった。これは、現在の日本にも当てはまる指摘である。競争力低下の原因として、米国の教育システムの問題点を指摘。初中等教育の改革だけでなく、雇用者による教育訓練の奨励や、未来の技術者や実業界での指導者を育成する大学の能力強化を提言した。具体的には、労働者の教育コストの税額控除や職業スクールなど産業関連人材育成の強化、優秀な工学専攻大学院生への奨学金の増大などである。

ただ、ヤングレポートの最大のポイントは、知的財産権の範囲を拡大する「プロパテント政策」の提言にあったとわたしは考えている。プロパテント政策においては、海外の市場にもプロパテント政策を広め、不正コピー商品や技術を不正使用した商品を排除することを提言した。

このプロパテント政策に基づき、一九八八年に知財保護の不十分な国を監視する「スペシャル三〇一条」ができ、そして国際協定としてTIPS協定が九四年に成立した。

木原美武の「米国プロパテント政策の検証」（一九九九）によれば、プロパテント政策を背景に、連邦地裁への年間特許関係出訴件数は一九八一年には八百件程度であったのが、徐々に増加し、九八年には二千二百件程度となっている。また損害賠償の額も増加している。一例として、米企業が日本企業へ特許支払請求を出した事例を表に示した。

特許、実用新案、技術上のノウハウは、科学や技術に関する研究開発活動を通して生まれる成果であるが、企業はこれらの成果を自ら利用する以外に、権利譲渡、実施許諾といった形で国際的に取引している。このような取引は技術貿易と呼ばれる。日米の技術貿易収支を見ると、米国において八〇年代後半から急激に黒字が増えていることが分かる。そ

して現在、このプロパテント政策が中国を襲っているのである。

表2 米企業等による日本企業への特許支払請求の例

企業	金額	年次
テキサスインスツルメンツ→日立	約 1000 億	1990 年
ハネウェル→ミノルタ	約 120 億	1992 年
米国人発明家→セガ	約 57 億	1992 年
米国人発明家→日本の自動車メーカー11 社	約 1 億ドル	1992 年
リー・セカンド・ファミリー→東芝	約 1 千万・1 億ドル	1997 年

出典：日本経済新聞より作成

2. 3 ヤングレポートの影響

ヤングレポートは「米国の技術力は依然として世界の最高水準にある」とした上で、それが結果に反映されないのは、「各国の知的財産の保護が不十分なためである」と分析、プロパテント政策の推進を提言。その後の、大統領通商政策アクションプラン（一九八五年九月）や、米国通商代表（USTR）の知的財産政策（一九八六年四月）につながったと言えよう。ただしヤングレポートの提言の多くは、いわゆる産業への国家介入を意味していたため、産業政策的な政府の市場への介入を好ましく思わない共和党のレーガン大統領、ブッシュ大統領の政権期にはほとんど実行に移されなかった。

そこで産業競争力委員会のメンバーは八六年に、今回のパルミサーノレポートを作った競争力評議会を民間組織として創設した。八七年には「ニューヤングレポート」をまとめるなど、精力的に競争力強化のための分析を続けた。競争力評議会は九一年に非営利組織に改組され、現在に至っている。この間、八九年には『米MIT産業生産性調査委員会レポート（通称メイド・イン・アメリカ：Made in America）』がまとめられた。このレポートでは、日本を対象に分析し、日本に対する遅れの主な原因として、人的資源の軽視、学校教育の問題点、企業内訓練の未整備を指摘した。学校教育については、基礎学力水準の低下、高卒者の四分の三が大学教育に対応できない、といった問題を取り上げていた。

九二年に、クリントン大統領が選出され、共和党政権が終わると、クリントン政権は積極的な産業政策へと方針を転換し、それまで各種の報告書で指摘されてきた考え方に沿って、ハイテク重視の競争力強化に取り組むこととなった。例えば、民間企業の研究開発に対する政府からの補助金の投入、中小企業の研究開発支援策（S B I R）、軍事技術の民間移転などが行われた。このようにヤングレポートの提案は、プロパテントという大きな枠組みでは受け入れられたが、具体的な政策については、クリントン政権までその実現が持ち越されたと言える。

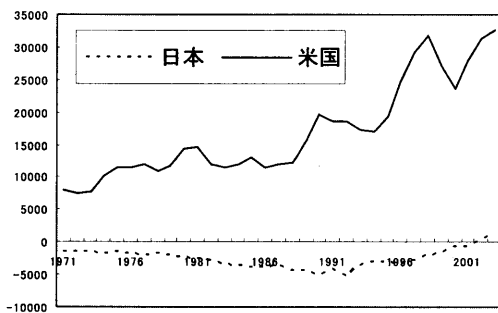


図1 技術貿易収支（輸出－輸入）：（単位：億円）

2. 4 イノバートアメリカの骨子と特徴

イノバートアメリカでは、イノベーションの新しい形態を八つに分けて、分析している。八つとは、「利用者と生産者によるイノベーション」、「知的財産の占有と公的な側面」、「製造とサービス」、「確立された分野と複数分野の研究プログラム」、「公的部門と民間部門のイノベ

ション」、「小企業と大企業」、「安全保障と科学の開放性」、「ナショナルリズムとグローバリズム」である。そして別掲の表に示すように、「人材（Talent）」、「投資（Investment）」、「インフラ（Infrastructure）」について数々の政策を提言している。

イノベーションの「生態系」

パルミサーノレポートとヤングレポートの一番の差は、プロパテント政策から「プロイノベーション」とでも言うべき政策へ転換したことである。イノバートアメリカは「イノベーションの生態系（エコシステム）」と題した一章を割いて、イノベーションが発生するシステムを説明している。社会の数多くの要員が様々な分野で相互作用を続けていくことによってイノベーションが起きる。これは、いわば生態系内の現象として捉えられる、という意味である。つまり、イノベーションの発生は、線形的な現象ではない、ということだ。線形的とは、科学から基礎研究、応用研究、製品化、事業化といった一直線の流れを指す。また、イノベーションは、あらかじめ厳密なシステムがあり、機械的に生まれるものでもない。線形でも、機械的でもないことの象徴として、エコシステムという概念を持ち出したわけである。このイノベーションのエコシステムを理解し、効果的に推進するマネジメント手法や計測指標は、大学が開発すべきだとしている。そうした手法を確立することで、イノベーションに関する国家政策の形成や企業経営の決定のあり方が改善されることになる。また、優れたイノベーション能力を認定するための「国家イノベーション賞」を創設することなど新しいアイデアを提言している。イノベーションに関連して、ヤングレポートとの大きな相違の一つが軍事技術に関する認識である。イノバートアメリカでは、軍事技術の貢献を評価し、米国の基礎研究が軍事技術研究費の減少に伴い低調になりつつあることを指摘している。そして、政府の科学技術予算の少なくとも二十％を長期基礎研究に振り向けることとし、リスクが高い研究開発に関しては国防予算が貢献すべき、としている。

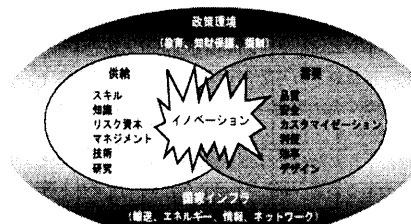


図2 イノベーションの生態系（エコシステム）

出所：米国競争力評議会

この点は、民間研究開発を重視し、知的財産権を武器に競争力強化を目指すことを提案したヤングレポートと大きく異なっている。ヤングレポートにおいては、軍事技術に関して「国防省と航空宇宙局はその研究成果のうち、民間活動に適用できるものを相互に共用できるように、特別の努力を払う必要がある」と指摘した程度であった。その後、現実には、軍事技術の民間移転が進み、インターネットやGPSなど軍事関連技術が民需に転用された。イノバートアメリカはこうした現実を評価し、軍事技術の貢献を評価したものとみられる。

人材育成の強調

ヤングレポートに引き続き、パルミサーノレポートにおいても、『人材問題』が最初の政策目的に挙げられている。これは、米国の人材を重要視していると同時に、イノベーションを担う理工系の人材不足が深刻になっていることを示している。日本よりはるかに好条件下にあるにもかかわらず、高齢化問題と、それがもたらす人材不足へ危機意識を強く持っている点が印象的である。提示されている対策も、学校教育から同

時多発テロ事件以後の移民規制強化による弊害は正や年金問題の解決まで、実に広範な分野にまたがっている。特に政策の中に「社会人の大学院による再教育」を掲げていることは、非常に重要である。わたしも、社会人がいつでも大学院などで学べる生涯教育環境の整備を政策に掲げている。数年前、マサチューセッツ工科大学の半導体設計技術の準教授と会って話し込んだとき、彼が「自分の研究室で博士を取った学生の三分の一が金融機関に就職してしまう。せっかく技術を教育しているのにそれが社会に活かされない」と悩んでいたことを思い出す。米国の科学や技術は、世界中の頭脳を集めることにより維持されている。しかし、同時多発テロ事件以降、米国の移民規制や社会に広がっている外国人排斥運動の影響により、優秀な頭脳が集まらなくなりつつある。イノベートアメリカは、こうした状況に警告を発している。二〇〇〇年の段階で、全米大学院の理工系博士課程に在籍していた学生のちょうど半分は米国人ではなかった。ただし、博士号を採った学生のうち、七割がそのまま米国で就職した。この数字からも、米国の科学や技術がいかに海外の頭脳に支えられているかが分かる。わが国も、少子化に伴う労働人口の減少、理工系離れの進展を考えると、留学生や外国人技術者の受け入れを促進する必要がある

表2イノベーションアメリカの提言その 1 人的資源の確保

- | |
|--|
| <p>(1) イノベーション成長戦略に対する国家的コンセンサスの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大統領府を通じて連邦レベルでのイノベーション戦略を制定 ・ イノベーション政策の実行とイノベーション主導成長の実現に向け、国家・地域間の連携を触発する。 ・ イノベーションをより効率的に理解・管理するため、新しい指標を開発する。 ・ 素晴らしいイノベーション業績を認識するため、「米国イノベーション賞 (National Innovation Prizes)」を創設する。 <p>(2) 21 世紀の知的財産体制を構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許審査の全過程において質を確率する。 ・ 特許データベースをイノベーションのためのツールとして活用 ・ 協力的な標準設定のベスト・プラクティスを策定する。 <p>(3) 米国の製造業の能力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共有施設やコンソーシアムを含めた、「優良生産センター (Centers for Production Excellence)」を創設する。 ・ 互換性のある製造・物流システムのために産業界主導の標準開発を助長する。 ・ 中小企業を第一線の製造パートナーに引き上げるため、「イノベーション普及センター (Innovation Extension Center)」を創設 ・ 産業界主導の R&D 優先事項ロードマップを拡張する。 <p>(4) ヘルスケアを試金石とした 21 世紀のイノベーションインフラの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子的な医療報告を拡充する。 ・ 統合した医療データシステムの標準を策定・促進する。 ・ 国際間の、医療関連研究・医療サービスに関する電子的なやり取りの試験プログラムを設置する。 ・ 業績ベースの調達契約の利用を拡充する。 |
|--|

出所：米国家競争力評議会

強力なベンチャー推進政策

イノベートアメリカは数々のイノベーション推進政策を打ち出している。例えば、向こう五年間で全米に「イノベーション・ホットスポット」を十カ所以上設定して、地域の資産を活用しながら政府・民間双方からのイノベーションへの投資を誘導する。イノベーションに基づく成長を加速するために、連邦政府の経済開発政策を主導する省庁および省庁間の調整を担う協議組織を置く、といった具合である。省庁間の協議組織の設置は、わが国でもぜひ取り入れるべきである。科学技術政策につい

て総合科学技術会議が設置されたが、全体を見渡した上で、省庁間の調整が行われているとは言えない。イノベーションについては、担当省庁ばらばらで、医療分野は厚生労働省、教育分野は文部科学省が個別に考え、お互いに邪魔しあっている。興味深いのは、イノベーションに関する税制上の優遇措置、エンジェルのネットワークの拡大、自治体によるシード技術に対する資金支援などにより、アーリー・ステージ（初期段階）のリスク資本提供の可用性を高めることを求めている点だ。我々から見れば、米国は、ベンチャー先進国である。その米国においてすら、アーリーステージへの資金供給が十分ではない、と考えられているのである。また、ベンチャー育成に限定した政策ではないが、関連する提案として面白いと思ったのは「訴訟コストの低減」である。米国では訴訟コストが二千三百三十億ドル、国民一人あたり八百ドルにのぼり、所得税五割に相当する。実際はもっと大きいと言われており、イノベートアメリカの中でも『米国の訴訟社会はイノベーションを阻害している』と指摘されている。つまり、訴訟を避けるために、かえって製品開発などに防衛的になるという問題である。医療においては必要以上の検査が、製薬や航空産業などの製品開発においては必要以上の安全規制が、企業の開発意欲をそいでいる。イノベートアメリカはこう指摘している。

表3イノベーションアメリカの提言その2 投資による支援

- | |
|---|
| <p>(1) 「国家イノベーション教育戦略」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国の科学・工学を専攻する大学生に対して、民間セクターによる税額控除可能な奨学金「将来への投資 (Invest in the Future)」を創設する。 ・ イノベーター育成のため、R&D に関わる連邦政府省庁からの資金援助により、新たに 5,000 人分の移動通算可能な大学院生向けの奨学金を創設する。 ・ 「専門科学修士」(科学と経済学を同時に修了する修士号)と訓練制度を全州立大学に拡大する。 ・ 世界中から最も優秀な科学・工学専攻の学生を集めるため、入管制度を改革し、米国の大学研究機関を卒業した外国人科学者・工学者に就労許可を与える。 <p>(2) 次世代イノベーターの触発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中・高・大学教育において、問題解決型の学習を通じ、創造的思考法とイノベーション能力を触発する。 ・ 研究と実用化の間を橋渡し出来るよう、学生にイノベーションについて学習する機会を与える。 ・ 企業家や中小企業経営者向けのイノベーション・カリキュラムを設置する。 <p>(3) 世界経済で成功するための労働環境強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習の機会を通じ、労働者の柔軟性と能力を触発 ・ 医療保険や年金手当ての資産移動通算性を高める。 ・ 連邦・州政府の能力ニーズと訓練資源をより緊密に対応 ・ テクノロジーや貿易が原因で失業した人への支援を拡大 |
|---|

出所：米国家競争力評議会

政治家も参加

作成グループは、三つの委員会と七つのワーキンググループ注8) から構成されている。わたしが感じる日米の違いは「米国は、現役の政治家をメンバーに入れていること」である。当初から、政策実行のことを考え、政治家を企画段階から入れている。日本であればお得意の「審議会」が置かれ、そこに産学の代表が出てきて、議論をする。ただし実際には、初めから役所がほとんどの資料を作っていることが多い。イノベートアメリカ作成グループの事務局は政府ではなく、競争力評議会という非営利組織である。このため、民間企業からの寄附などで運営されている。このような非営利組織が政策を大々的にうちだせることが米国の強さではないかと思われる。わが国も非営利組織による政策立案などをもっと進める必要を感じる。

日本が学ぶべき点

イノバートアメリカを踏まえ、我が国をみれば、同報告書が指摘する「情報化」や「高齢化」そして「グローバル化」といった時代背景は共通しており、高齢化などのインパクトはわが国の方が大きい。わが国は、国内に鉱業資源はほとんどなく、土地もない。つまり、エネルギーのほとんど全て、食料の約六割を輸入に頼らなくてはならず、付加価値を生み出し、外貨を稼ぐことが必要である。現在は輸出の九割が工業製品、具体的には自動車と電機製品であり、これらがわが国を支えているといっても過言ではない。土地も資源もないわが国が二十一世紀を生き延びるには、イノバートアメリカで言うところの「イノベーション」、つまり新しい付加価値を創出するしかない。そのためには、明確な目標を定めて、人材の育成、産官学の連携、選択と集中の舵取りなど、国際社会で生き抜くための「独自の国家戦略」を推進しなければならない。

表4 イノベーションアメリカの提言その3 インフラの整備

- | |
|---|
| (1) 先端的・学際的領域研究の再活性化 |
| ・ 連邦省庁の R&D 予算の 3% を「イノベーション加速」助成金に再分配し、リスクの高い研究を触発する。 |
| ・ 国防省の R&D 予算の 20% を長期的研究に振り分け、かつ同省が基礎研究に果たしてきた役割を復活させる。 |
| ・ 国家レベルでの活力ある R&D ポートフォリオを構築するため、物理学・工学への支援を強化する。 |
| ・ R&D 税額控除を恒久化・再構築し、産学連携研究にも適用するよう法制化する。 |
| (2) 企業家経済の活性化 |
| ・ 地域資産を活用し、民間の投資をテコとする、イノベーション拠点を向こう 5 年間で 10 箇所開設する。 |
| ・ イノベーションをベースとする成長促進のため、連邦レベルでの経済開発政策とそのプログラムを調整する主管省庁及び省庁間協議会を指名する。 |
| ・ 税インセンティブ、エンジェルネットワークの拡大、州政府と民間のシード資本資金により、早期段階のリスク資金の利用可能性を広げる。 |
| (3) リスクをいとわない、長期的な投資の強化 |
| ・ 長期的な価値創造に報いるよう、民間セクターのインセンティブと報酬の構造を調整する。 |
| ・ 無形資産の自発的情報公開を促進するため、セーフハーバー条項を設定する。 |
| ・ 不法行為訴訟にかかる費用を GDP の 2% から 1% に引き下げる。 |
| ・ 「金融市場仲介委員会 (Financial Markets Intermediary Committee)」を召集し、リスクをいとわない新しい規制のインパクトを評価する。 |

出所：米国競争力評議会

国家ビジョンを決める

国家のビジョンとは、将来のあるべきわが国の姿を示すべきものであり、言い換えれば国の目標を示すものである。例えば、ある時期までの一人当たり所得、技術力、財政赤字の額、などである。ビジョンは、国家運営の大きな羅針盤となり、国家の舵取りへの大きな影響を及ぼす。そして、このビジョンを達成するために、国（政府）は国家戦略を作り、これに基づき、ヒト、カネ、モノ、情報、時間など国の資源に関して、いつどのくらい投入するかという判断を下していく。ビジョンの価値観を国民が共有することにより、国はその求心力を高められる。第二次世界大戦まで、日本は「富国強兵」をビジョンに動いていたと言える。ただし強兵は手段であったが目標とは言えなかった。戦後の高度経済成長期は、強兵は無くなったが、依然として「富国」が大きなビジョンだった。今こそ時代に流されない長期的な高い目標をセットしなければならない。もし、ビジョンを現状の延長でセットしたならば、それはなに

もチャレンジするものもなく、国（企業）の理想像を示すものでもなくなっている。ビジョンはその国（企業）の志ともいえ、その志の大小は国の長期的な成長に大きく影響する。

イノベーションの戦略

わが国も、日本ならではのイノベーションシステムを分析した上で、各種の政策を打ち出す必要がある。イノベーションは日本で「技術革新」と訳されている。これは一九五八年の経済白書でイノベーションが「技術革新」と訳され、それが今まで続いているためである。そもそも経済学の大家、ヨゼフ・シュンペーターが一九一二年に、経済発展の力基は「新結合（英訳すればイノベーション）」である、と唱えたときから、その定義はかなり広がった。新結合には、技術革新だけではなく、新しい製造方法、新しい原材料の使用、新しい市場の発見、新しい組織体系の採用などが含まれる。

わたしは、イノベーションを技術革新と訳したことが、日本人のイノベーションを技術に閉じ込め、日本の企業、経営、事業の「革新」を大幅に遅らせることになったと考えている。そろそろイノベーションの訳を変える時ではなかろうか。国際的なイノベーション政策を見てみると、イノベーションを起こす企業は、世界規模で活動しており、それぞれの本拠地を置く国の政府に対して、他国で得られた経験を基盤にイノベーションを促進するための政策を求め、そして政府もまたそれに応え、政策を改善するという「イノベーション政策の共進化」が起きている。つまり、他国のライバル企業が使っているイノベーション政策の方がよりいい場合、企業は競争上不利な状態に置かれてしまうため、グローバルに競争している企業は、本拠地を置く国の政府に同様な政策を求め、結果として各国の優れた政策が互いに模倣されるという現象が生じる。

その意味では、九十年代、米国が日本の産業政策を参考にした一方で、わが国は米国から産業政策を非難され、産業政策から手を引いてしまった。わたしがこれが大きな方向違いだったと思う。「産業政策よ、再び！」とわたしは言いたい。

戦略作りに予算をかける

戦略作りに金をかけることも必要である。かつて、わたしがMITで学んだ時に図書館の棚にメイド・イン・アメリカに關係するレポートがあふれていた。我々が読んでいたメイド・イン・アメリカは、膨大な報告書のほんの表面だということを知った。例えば、日米の自動車の生産性を比較するために、仮想自動車を作り、それを製造する時の日米企業の実産性を計算した報告書などあり、「机上の言葉遊びに終わっている日本の報告書とは違う」と痛感した。MIT産業生産性調査委員会の事務局長をしていたリチャード・レスター教授に話を聞いたことがあるが、プロジェクトの経費は数億円になったとのことである。この時、二メートルを超える厚さのレポート群ができる理由を知った。日本の政府は「知恵にお金をかけること」をほとんどやらずに来た。数百万円の小さな調査をシンクタンクなどに数多く出す程度である。お金をかければいいというものではないが、ある程度のまとまった予算を使い、日本の産業競争力の基本的分析を行う必要性を強く感じている。最後になったがわたしは今、「企業のイノベーションを促進する法律」を来年の通常国会に議員立法として提出しようと準備をしている。はたして、うまく誕生させることができるだろうか。

参考文献

1. 相葉宏二 堀紘一(監修)、『ヴァリューポートフォリオ戦略』、プレジデント社、一九九三年
2. 木原美武、「米国プロパテント政策の検証」、『知財研フォーラム』、知的財産研究所、一九九九年